社会福祉法人和楽会 倫理綱領

1. 社会福祉法人における職業倫理の考え方

社会福祉の倫理は社会福祉の援助において守るべき原則である。公共性や公益性を旨とし社会福祉事業等の担い手である社会福祉法人の職員は専門職として、倫理綱領を理解し、明確な倫理観をもつことが求められる。とりわけ職業倫理として、職員が提供するサービスは利用者の生活と権利を保障するものである一方、サービスの内容および提供の仕方によっては、利用者の権利を侵害する危険性をもっていることを踏まえ、守秘義務や個人情報保護に十分留意し職務に従事することを基本とする。

2. 倫理綱領の具体的内容

(1)利用者の人権保障

職員はサービス利用者等の人権が保障されるように配慮すること。

(2)秘密保持の原則

職員はサービス利用者等や関係者から知り得た情報を、利用者の同意なく、もしくは利用者の介護や生活向上に必要とされる範囲を越えて、第三者に提供してはならない。あわせて個人情報保護についても十分留意すること。

- (3)利用者の個別性の尊重・選択の重視・受容と傾聴・利用者の権利の代弁の原則職員はサービス利用者等に対して、
 - ① 利用者の固有の二一ズを認め、人生経験や生活観等も異なる一人の人間として尊重していく (個別性)ことに留意する。
 - ② 利用者が自分の生活とサービスを選択できるように、十分な情報が提供され、可能な選択肢が複数であること、選択に際して必要に応じた援助をすること、不満なサービスに対して意見を表明する仕組みを整える等、必要である。
 - ③ 利用者の肯定的感情や否定的感情、積極的行動と拒否等の両面を認識し、十分傾聴することによって、あるがままの人間として利用者を受けとめること(受容)が必要である。
 - ④ 利用者の権利が阻害された場合、また利用者が自分の権利を主張できない場合等には第三者の苦情相談窓口や成年後見制度等の活用を図る等、利用者に代わって権利の主張し実現できるよう配慮する。

(4)職員の職場における職業倫理の実現

職員は職場において、利用者の人権が守られるよう、利用者とともに、事業所の基本方針、サービス内容、サービス手続き、利用者の参加及び利用者の意見の反映方法等への意見を積極的に述べていく責任をもつ。

(5)専門的知識・技術の向上

職員は制度動向を踏まえ、常にサービス利用者等が直面する問題を直視し、解決できるように、 絶えず知識の習得と技術の向上に努めなければならない。

(6)社会に対するアクション

職員はサービス利用者等に対してのみならず、行政や社会に対して積極的に発言し、利用者が 直面する問題の解決、予防に努めなければならない。また利用者が社会から不利益を受け、社会 参加を阻害されている場合には、社会資源を効果的に活用するなど社会への働きを強め、問題を 生み出している社会システムの改善を促していくことも必要である。

(7)他職種・他事業所との連携

職員は職場内外を問わず、福祉、保健医療、教育、住宅、就労等の関係機関や事業所等との連携をはかり、協働して利用者の問題解決に努めなければならない。

3.社会福祉法人和楽会における職務意識の基本

(1)職員の業務の意識化と役割の定着

職員は社会福祉法人和楽会のサービス体系や内容を理解するとともに、自己の所属する事業の業務が遂行できるよう、専門性の向上のための自己研鑚に努めるとともに、また社会福祉法人の職員として、その役割が社会の信任を受けられるよう、その働きかけに努めなければならない。

(2)服務規律(就業規則)の遵守

職員は倫理綱領の具体的内容を踏まえ、社会福祉法人和楽会の就業規則第4章服務規律を遵守しなければならない。